

第18回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月7日(金) 午後16時00分から午後16時55分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(13人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	七 條 光 寛
〃	13 番	遠 藤 政 雄

欠 席 12番 七 條 光 寛

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

10番	後 藤 範 雄
11番	河 村 繁 美

第2 報告第1号 農業会議から許可相当の答申について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地等のあっせん申し出について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	角 田 淳 二
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (角田局長)	ただいまより第18回土幌町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の総会出席委員ですが14名中13名出席いただいておりますので定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。 それでは、農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 続きまして、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	皆さん、こんにちは。先日は道内視察研修と言うことで師走に入りまして皆さんお忙しいところご参加くださりまして、本当にありがとうございました。また本日は、まとまった降雪となりまして皆さんも除雪作業等でお忙しいところ、また足元の悪いところをご参集いただきましてありがとうございます。 農業委員会の関係で言いますと国の方では農地の中間管理機構の見直しをすることによって保有合理化事業についても、中間管理機構に集約化したいとのことですが、与党の方では地元の意見をよく聞いた上でとのこと。今月中にとのこと。道内そして全国では土幌町と浜中町だけが農協が保有合理化団体として活動しているのは2町とのこと。農水省から勉強するために来るのか話を聞きに来るとのこと。保有合理化事業は農業者にとって農地の移動に大変重要な役割を担っていただいているとのこと。本町としては今まで通りに認めていただければと思っております。 また、今月30日からTPP11が発行になるとのこと。本日の新聞にも載っていましたが、すでにあるスーパーでは牛肉の値下げを始めているとのこと。大変この先行きが非常に心配される場所です。 また、日欧EPAの方もチーズ等の影響が出るのではないかと云うところ。政府としては農業の予算を増やして経営を強化し、影響はないとするようですが、今後も注意深く見守っていきたいと思います。 本日はこの後に忘年会もありますのでよろしくお願いいたします。
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 以降の議事の進行につきましては、規定によりまして会長が務めることになっておりますので渡邊会長よろしく申し上げます。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。

事務局 (角田局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1 番 (森本代理)	ありません。
渡邊議長	佐藤農地小委員長
2 番 (佐藤委員)	ありません。
渡邊議長	足立農業振興小委員長
3 番 (足立委員)	ありません。
渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。 続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。10番後藤範雄委員、11番河村繁美委員よろしく願いいたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。報告第1号農業会議から許可相当の答申について事務局説明願います。
事務局 (加藤係長)	報告第1号農業会議から許可相当の答申について、11月12日の農業委員会総会において審議した次について、11月22日に開催された農業会議常設審議委員会の審査の結果、11月22日付けで許可の答申があったことを報告します。平成30年12月7日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実
	【報告第1号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。

渡邊議長 ないようですので、報告第1号は承認されたものとします。
次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明
願います。

事務局
(加藤係長) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、許可
申請があったので審議願います。平成30年12月7日提出士幌町農業委員
会会長渡邊睦実

【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは番号1番2番の件につきまして、調査員の報告を求めます。

1番
(森本代理) 現地を確認して参りました。今回の申請は〇〇さんの〇〇〇〇のための申
請であります。息子の〇〇さんは後継者として現在も農業経営に従事してお
ります。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても
農地を借り受けても農地の全てを有効的に利用できると思込まれます。

渡邊議長 それでは番号1番2番の件につきまして、意見質問を求めます。意見質問
はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 中田委員、退席願います。
続きまして番号3番の件につきまして、調査員の報告を求めます。

1番
(森本代理) 現地を確認して参りました。今回の申請は〇〇〇〇の〇〇〇〇のための申
請であります。〇〇さんは後継者として現在も農業経営に従事しておりま
す。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても農地
を借り受けても農地の全てを有効的に利用できると思込まれます。

渡邊議長 それでは番号3番の件につきまして、意見質問を求めます。意見質問はあ
りませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 中田委員、着席願います。
続きまして番号4番5番の件につきまして、調査員の報告を求めます。

7番 (上山委員)	現地を確認して参りました。今回の申請は〇〇さんの〇〇〇〇のための申請です。〇〇さんは後継者として現在も農業経営に従事しております。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	それでは番号4番5番の件につきまして、意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号6番7番の件につきまして、調査員の報告を求めます。
7番 (上山委員)	現地を確認して参りました。今回の申請は〇〇さんの〇〇〇〇のための申請です。〇〇さんは後継者として現在も農業経営に従事しております。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	それでは番号6番7番の件につきまして、意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号8番9番の件につきまして、調査員の報告を求めます。
6番 (香川委員)	現地を確認して参りました。今回の申請は〇〇さんの〇〇〇〇のための申請です。〇〇さんは後継者として現在も農業経営に従事しております。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	それでは番号8番9番の件につきまして、意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号10番の件につきまして、調査員の報告を求めます。

3番
(足立委員) 先日現地を確認して参りました。今回の申請は〇〇さんの〇〇〇〇のための申請であります。〇〇さんは後継者として現在も農業経営に従事しております。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

渡邊議長 それでは番号10番の件につきまして、意見質問を求めます。意見質問はありますか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第1号は承認されたものとします。
次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。平成30年12月7日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありますか。

事務局
(加藤係長) 場所は〇〇〇〇の〇のところでは。

4番
(渡邊委員) 一昨年にも5条申請があったと思います。

事務局
(加藤係長) はい。地番〇〇〇〇〇の今回申請地の青色の〇〇の部分で前回申請に上がっていたところです。今回は最後になると思います。

8番
(中田委員) このような火山灰採取をする深さの基準はある程度決まっているものなんでしょうか。ある程度、平らになればということで制限はないのでしょうか。

事務局
(加藤係長) 確か、周りの畑の高さに合わせているのだと思います。

4番 (渡邊委員)	勾配修正をしながら水が流れるように行っていると思われます。
事務局 (加藤係長)	今回申請地の青い部分の〇〇が少し残っていますが、そこは元々の山の部分を削ってしまうと崩れてしまうので、そのまま残していると思います。ある程度、崩れて畑に入らない範囲で均しているのだと思います。
4番 (渡邊委員)	5メートル程度、斜めに切らないと崩れてしまうようです。
事務局 (加藤係長)	隣の畑に崩れて困るのである程度、幅を開けないとダメなようです。
1番 (森本代理)	ここは以前、農地パトロールで通ったことはありますか。
事務局 (加藤係長)	去年、あります。〇〇〇〇の〇〇を見てから〇〇を上げていった時に、この〇〇〇で砂利採取をしていますと言う話をしています。
4番 (渡邊委員)	〇〇〇〇の道路を挟んで〇〇です。
事務局 (加藤係長)	〇〇〇〇が牛舎を建てたところとは違います。〇〇さんの牛舎があつて少し奥の方で削っているのが見えたところです。
13番 (遠藤委員)	元々、〇〇〇〇〇〇があつた〇〇のところですね。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。 次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があつたので審議願います。平成30年12月7日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長	それでは所有権移転番号1番の件につきまして意見質問を求めます。
8番 (中田委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、中田委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号2番3番の件につきまして意見質問を求めます。
11番 (河村委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、河村委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして番号4番の件につきまして意見質問を求めます。
3番 (足立委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、足立委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	それでは所有権移転の件については以上のおりとしします。 続きまして貸借番号5番から8番の件につきまして意見質問を求めます。
10番 (後藤委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、後藤委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員	はい。
渡邊議長	続きまして貸借番号9番から11番の件につきまして意見質問を求めます。
2番 (佐藤委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、佐藤委員よりこの件につきましては〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして貸借番号12番の件につきまして意見質問を求めます。
8番 (中田委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、中田委員よりこの件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして貸借番号13番の件につきまして意見質問を求めます。
5番 (山内委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、山内委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして貸借番号14番から17番の件につきまして意見質問を求めます。
11番 (河村委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長	ただ今、河村委員よりこの件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして貸借番号18番の件につきまして意見質問を求めます。
6番 (香川委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、香川委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして貸借番号19番の件につきまして意見質問を求めます。
8番 (中田委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、中田委員よりこの件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	それでは議案第3号は承認されたものとします。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について審議願います。平成30年12月7日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは、番号1番から2番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	中田委員、退席願います。 続きまして番号3番の件につきまして意見質問も求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	中田委員、着席願います。 続きまして番号4番の件につきまして意見質問も求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号5番6番の件につきまして意見質問も求めます。意見質問はありませんか。
1番 (森本代理)	番号6番の〇〇さんは〇〇だけ借りると言うことですか。
事務局 (加藤係長)	そうです。〇〇さんから借りている畑の隣が〇〇さんの畑で続きと言うことで借りています。
1番 (森本代理)	借りる畑が〇〇と言うことですが、どのような意味があるのでしょうか。
事務局 (加藤係長)	分かりません。 この契約内容で何度かこのまま更新をしています。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号7番から9番の件につきまして意見質問も求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。

渡邊議長 続きまして番号10番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 続きまして番号11番から15番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 続きまして番号16番から18番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。

5番
(山内委員) 先ほど審議が終わりました議案第1号の番号8番9番の〇〇さんの件で間違っているところを発見しました。8番と9番の申請面積を足したら畑の合計面積が違います。また、番号9番の地目〇〇〇〇〇と地目〇〇〇〇〇ですが、畑の面積が同じですが間違いはありませんか。

事務局
(加藤係長) 番号8番と9番の合計面積は次回の総会時に報告をします。また、番号9番の地目〇〇〇〇〇と地目〇〇〇〇〇ですが、別々の畑で同じ面積です。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 以上をもちまして土幌町農業委員会第18回総会を閉会いたします。

午後4時55分 閉会